

財政運営WGの進捗状況について

1 協議事項

- (1) 県国保運営方針
- (2) 国保事業費納付金の算定ルール
- (3) 標準保険税率の算定ルール
- (4) 赤字解消対策（収納対策含む）
- (5) 県運営協議会の構成
- (6) 保険税水準の統一について
- (7) その他財政運営に関すること

2 構成団体

川越市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、羽生市、鴻巣市、深谷市、越谷市、入間市、新座市、桶川市、毛呂山町、寄居町、白岡市、松伏町、さいたま市、埼玉県国民健康保険団体連合会、埼玉県

3 開催状況

第1回 令和元年 5月23日（木）13：30～15：00

議題

- 1 財政運営ワーキンググループについて
- 2 保険税水準の統一について
- 3 年間スケジュール
- 4 その他

第2回 令和元年 7月23日（火）14：00～16：10

議題

- 1 次期国民健康保険運営方針の方向性について
- 2 保険税水準の統一について

第3回 令和元年10月 8日（火）14：00～16：30

議題

- 1 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の算定について
- 2 保険税水準の統一について
- 3 その他

第4回 令和元年11月13日（水）13：45～16：00

議題

- 1 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の秋の試算について
- 2 次期国民健康保険運営方針の原案について

第5回 令和2年 1月22日(水) 14:00～16:00

議題

- 1 令和2年度国民健康保険事業費納付金等の本算定について
- 2 次期国民健康保険運営方針の原案について
- 3 その他

4 検討状況

別紙のとおり

5 今後の開催予定

第6回(令和2年3月中旬)

財政運営ワーキング・グループにおける検討状況

1. 国保事業費納付金・標準保険税率の算定ルール

項目	財政運営WGにおける方向性
被保険者一人当たり診療費の推計方法について	仮係数に基づく試算及び確定係数に基づく本算定の各時点において、国が示す複数の方法でそれぞれ推計し、そのうち妥当と考えられる推計方法を採用する。 【参考：本算定において採用した推計方法(秋の試算と同様)】 直近1年前から直近月までの年度をまたいだ1年間分の実績を基礎として、過去2年間(実績値)の伸び率により推計する方法。
被保険者数・世帯数の推計について	被保険者数については、国が基本として示す、前年度(平成30年度)からの単年度伸び率を使うことを原則とする。 ただし、団塊世代の年齢区分移行に伴う被保険者数の補正を平成30～令和元年度納付金算定時と同様に行う。
その他(主なもの)	・納付金の過多は原因年度の翌々年度納付金の減算に活用する。 ・退職被保険者等に係る納付金の市町村別精算は行わない。 ・第三者求償等による療養給費等負担金の控除分は、起因する市町村の納付金にそれぞれ加算する。(平成29年度以前に保険給付を行ったものに限る。) ・社会保険診療報酬支払基金における過年度介護納付金の算定誤りによる調整見込額を各市町村の納付金に加算する。(実際の調整額との差額は令和3年度納付金の算定で調整)

2. 保険税水準の統一について

項目	財政運営WGにおける方向性
基本的な考え方 (昨年度協議事項)	国民健康保険の都道府県化という今般の制度改革の趣旨を鑑み、県内被保険者間の負担の公平化及び市町村の枠を越えて支え合う医療保険制度を構築していく観点から、保険税水準の県内統一を目指す。
保険税水準の統一の定義 (昨年度協議事項)	県内どこに住んでいても、同じ所得・世帯構成なら同じ保険税となる。
保険税水準統一の進め方 (昨年度協議事項含む)	段階的に統一を進める。 ①納付金ベースの保険税水準の統一(市町村ごとの納付金額を算定するうえで統一基準による) ②保険税水準の準統一(収納率格差以外の統一) ③保険税水準の統一 ※ 直営診療施設運営費、地方単独事業減額調整分等は統一の対象外(例外)とする。
目標年度の設定	上記①、②については具体的な数字で、③は文言で、それぞれ目標年度を設定する。
医療費水準 α	納付金ベース統一の目標年度までに段階的に0に近づける。
高額医療費負担金・特別高額医療費共同事業負担金	医療費水準を反映するための α を0とする際に、県単位での算定とする。
その他、納付金ベース統一時の加減算項目	令和元年度納付金の算定ベースで影響額を試算。納付金ベース統一の目標年度において全て県単位での算定とする。
賦課方式	準統一の目標年度までに全ての市町村で2方式となることを目指す。
賦課限度額	納付金ベース統一の目標年度までに賦課年度又は算定年度の法定限度額と同額に、準統一の目標年度までに全ての市町村で賦課年度の法定限度額と同額となることを目指す。

3. 次期国民健康保険運営方針について

項目	財政運営WGにおける方向性
全体的な方向性	原則として、現国保運営方針を引き継ぐこととし大きな変更は行わない。 保険税水準の統一など今後の検討課題となるものについては、これまでの議論を反映した内容とする。
保険税水準統一について	保険税水準の統一を目次で個別に設定する。 また、統一の各段階における目標年度や、各課題の記載内容は上記の方向性を踏まえたものとする。

4. その他

赤字削減・解消対策

項目	財政運営WGにおける方向性
赤字削減・解消計画の公表について	国の保険者努力支援制度(県分)の評価基準見直しを受け、本県でも加点を得るべく、今年度末までに赤字削減・解消計画を公表することを検討する。